

人権啓発コーナー No.30  
差別のない明るいまちを  
日本の中の少数民族

の「ウタリ」という言葉が多く使われるようになりました。ただ、最近になって、アイヌの人々は再び「アイヌ」という言葉に誇りをもつようになってきています。

◆アイヌの人々の生活実態

一九九九年に北海道が実施した実態調査では、アイヌの人々は主に北海道に住み、世帯数約七千七百世帯、人口約二万三千人となっております。

また、アイヌの人々に対する差別に関する実態としては、次のような結果が出ています。

今も、就職や結婚などにおいて、アイヌの人々に対する偏見や差別の問題が残っています。この背景には、アイヌの人々の人権について関心が低いことや、アイヌの人々に対する理解と認識が不十分であることがあると言われています。今回は、アイヌの人々の人権について考えてみます。

◆アイヌとは

アイヌという言葉は、アイヌ語で「カムイ」（神）に対して（人間）を意味する言葉であり、同時に民族の呼称でもあります。

しかし、過去に、この言葉が正しく理解されず、侮辱の意味を込めて使われたことがあり、アイヌ語で（同胞）という意味

◆近代の同化政策

政府は、一八六九（明治二）年蝦夷地を日本領土とし、北海道と改め、本州からの移民を奨励する政策をとりました。

一八九九（明治三十二）年にアイヌの人々を「旧土人」と呼び保護すべき存在であったとした『北海道旧土人保護法』を制定し、アイヌの人々に対する農業の奨励医療、生活補助、教育等の保護対策を図ることにしました。

しかし、アイヌ民族にとっては、政府が先に国内からの移民に大量の土地を配分していたため、開墾に適した土地がほとんど与えられず、貧窮を余儀なくされたり、日本語使用を強制されるなどの同化政策が強いられる結果となりました。

◆『アイヌ文化振興法』

一九九七（平成九）年、政府は「北海道旧土人保護法」を廃止し、新しく『アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の復旧および啓発に関する法律』（アイヌ文化振興法）を制定しました。これは、政府が初めて日本に少数民族が存在することを認め、アイヌ文化の保護と振興、国民への啓発を図る目的でつくったものです。しかし、この法律では、アイ

ヌの人々に対して、民族としての先住性と先住民族としての権利が認められたわけではありませんでした。

ただ、その後、二〇〇八（平成二十）年六月に、衆・参両院で「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が採択され、アイヌの人々が先住民族であることがようやく公的に認められました。

◆共生に向けて

世界には、多種多様に異なる言語、宗教、生活習慣などを文化とするさまざまな民族が存在します。その文化、民族性に優劣があるはずはありません。人々の心の中の偏見が差別を生み出し、異なる民族、文化などを抑圧し、排除しようとするのです。異文化を尊重し、互いに違いを認め合うことは、人権の基本中の基本です。

真の共生に向けて、国や地方自治体などの取り組みだけに任せておくのではなく、私たち一人ひとりが、まずアイヌの人々の存在そのものを意識し、その伝統・文化を正しく理解して、尊重することが何よりも大切です。

参考・引用文献

「あわ人権学習ハンドブック」  
徳島県教育委員会発行

人権の詩

「ごだまでしようか」

金子みすゞ

「遊ぼう」 っていうと

「遊ぼう」 っていうと

「ばか」 っていうと

「ばか」 っていうと

「もう遊ばない」 っていうと  
「あそばない」 っていうと

そうして、あとで  
さみしくなって、

「ごめんね」 っていうと  
「ごめんね」 っていうと

ごだまでしようか、  
いいえ、だれでも。

出典「金子みすゞ童謡絵本」

選 矢崎節夫

JULA出版局 発行

なしのしん

※このページは参考・引用文献に基づき表記をしています。

お問い合わせは、市人権推進課（教育庁舎1階 ☎32・2122）まで。